

議案第 1 1 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

公衆電話所	1 箇所当たり 1 , 0 5 3 円
-------	---------------------

」

「

公衆電話所	1 箇所当たり 9 9 3 円
-------	-----------------

」に、

「

1 本当たり 1 , 4 2 2 円
1 メートル当たり 1 2 1 円
同 1 4 0 円
同 3 5 0 円
同 7 0 2 円
1 平方メートル当たり 1 , 0 5 3 円
1 本当たり 8 4 2 円
1 メートル当たり 1 4 0 円
同 3 5 0 円
同 7 0 2 円
1 箇所当たり 1 , 0 5 3 円
同 4 2 1 円
1 平方メートル当たり 5 0 1 円 (地上露出部分)
同 3 5 0 円 (地下部分)

を

1平方メートル当たり	385円
同	572円

1本当たり	1,340円
1メートル当たり	99円
同	119円
同	297円
同	595円
1平方メートル当たり	993円
1本当たり	794円
1メートル当たり	119円
同	297円
同	595円
1箇所当たり	993円
同	397円
1平方メートル当たり (地上露出部分)	601円
同 (地下部分)	297円
1平方メートル当たり	462円
同	686円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

公衆電話所等の使用料を改定する必要がある。

別表第3 改定資料

(改定後)

(現 行)

区 分		使用料の額(月額)	使用料の額(月額)
公衆電話所		1箇所当たり 993円	1箇所当たり 1,053円
電柱等	本柱、支柱又は支線	1本当たり 1,340円	1本当たり 1,422円
電線		1メートル当たり 99円	1メートル当たり 121円
地下電線	外径40センチメートル未満のもの	同 119円	同 140円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 297円	同 350円
	外径1メートル以上のもの	同 595円	同 702円
鉄塔		1平方メートル当たり 993円	1平方メートル当たり 1,053円
標識		1本当たり 794円	1本当たり 842円
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル当たり 119円	1メートル当たり 140円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	同 297円	同 350円
	外径1メートル以上のもの	同 595円	同 702円
変圧塔、マンホールの種類		1箇所当たり 993円	1箇所当たり 1,053円
郵便差出箱又は信書便差出箱		同 397円	同 421円
地下の占用物件		1平方メートル当たり 601円 (地上露出部分)	1平方メートル当たり 501円 (地上露出部分)
		同 297円 (地下部分)	同 350円 (地下部分)
高架の占用物件		1平方メートル当たり	1平方メートル当たり

	4 6 2 円	3 8 5 円
天体、気象又は土地の観測施設	同 6 8 6 円	同 5 7 2 円

付記

- 1 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 2 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。